和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和5年12月1日(金)午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

1 地方裁判所委員会委員(五十音順、敬称略)飯濱岳、岡田亜紀、嶋末和秀(委員長)、新解美紀、吹田和彦、高橋綾子、田中一壽、土橋康宏、土井智也、橋間督、矢田裕己

2 説明者高橋綾子、村上綾子、田中孝二、岩橋咲耶

3 事務担当者等 内田光一、井上英樹、白井寛朗、松本茂太、奥野由紀子

第4 議事

- 1 開会
- 2 前回の議事内容等

裁判所から、前回の地裁委員会のテーマ「民事調停手続の利用促進について」 について、次のとおり、委員からの御意見を踏まえた裁判所の取組等に関する 報告を行った。

(1) 県民に向けた各種相談窓口から裁判所に繋いでもらえれば、裁判所に対する心理的ハードルも下がり、裁判所にも行きやすくなるのではないかとの御意見について、裁判所から和歌山県に依頼の上、県主催の県内民生委員代表者が会する代議員会において、裁判所から出席者に民事調停に関するパンフレット(「ご存じですか?簡易裁判所の民事調停」)を交付して手続の流れを説明し、地域の方から民事紛争に関する相談を受けた場合には解決手段の

- 一つとして簡易裁判所の民事調停という選択肢があることを伝えていただき たい旨の依頼を行った。
- (2) 民事調停利用者が自治体や弁護士会又は弁護士への相談を契機として調停手続を利用することが多いのであれば、そういった団体と連携することが重要ではないかとの御意見について、裁判所から、和歌山県内の弁護士会や司法書士会など9つの専門士業で組織する和歌山県専門士業団体連絡協議会に対し、民事調停に関するパンフレット(「ご存じですか?簡易裁判所の民事調停」)を送付し、同協議会が開催する市民向けの無料相談会において活用いただくよう依頼を行った。
- (3) 学校教育の中で裁判や調停などに触れる機会を作り、裁判所を身近な存在 に感じてもらうのが良いとの御助言もいただいた点について、今後、学校か らの団体傍聴や裁判員制度に関する出前講義といった広報行事の際に、民事 事件(民事訴訟、調停等)に関する説明を盛り込むことを検討する。
- 3 テーマ「民事訴訟手続のデジタル化について」

意見交換に先立ち、和歌山地方裁判所高橋綾子委員から、民事訴訟手続の流れやデジタル化の概要について説明を行ったほか、高橋綾子委員及び裁判所職員において、ウェブ会議による模擬争点整理手続の実演を行った。

- 4 意見交換の要旨 別紙のとおり
- 5 次回委員会の開催テーマ 刑事公判手続における被害者保護について
- 6 次回委員会の開催期日令和6年6月12日(水)午後1時30分
- 7 閉会

意見交換の要旨

- (●裁判所委員又は裁判所説明者等、○その他の委員)
- 1 デジタル化の現状やウェブ会議を活用した手続についての御感想や疑問点について
- 模擬実演を拝見し、大変刺激的なものだった。当社も新型コロナ感染症の感染拡大の少し前からMicrosoft Teams (以下「Teams」という。)の利用を始め、会議もウェブ会議で行っている。裁判所でTeamsを使って期日を行うようになったのはいつからか。裁判所がウェブ会議を取り入れるのは大きな決断だったと思うが、その背景としてどのようなものがあったのか。
- 裁判所がウェブ会議によって期日を行うようになったのは、新型コロナ感染症の感染拡大の少し前のころである。ウェブ会議による期日の実施は新型コロナ感染症の感染拡大をきっかけに爆発的に広がったが、裁判手続のデジタル化自体は、民事裁判の利便性を高めるという観点から新型コロナの影響前から議論が進められたものである。
- 模擬実演は大変勉強になった。私の属する団体は3カ所にあり、Teamsを使ったウェブ会議を行っていたが、話が込み入ってくるとうまくいかず、また一対一で行っているとまだよいのだが3か所同時にウェブ会議となるとうまくいかず、最近はあまり使っていない。裁判手続において弁論準備手続期日だけでなくその後の手続もウェブ会議で行うのか。
- 現在のところ口頭弁論期日はウェブ会議ではできず、裁判を終結する期日はウェブ会議ではできないので、その期日は当事者の方に裁判所に出頭してもらう必要がある。ただし、来年の5月までに口頭弁論期日もウェブ会議で行えるようになる(今回の委員会後、民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年12月15日政令第356号)により、民事訴訟法等の一

部を改正する法律(令和4年法律第48号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日が令和6年3月1日とされたので、同日以降、ウェブ会議で口頭弁論期日を行えるようになる。)ので、法律上は終結する期日もウェブ会議で行えるようになる。

- 私どもの団体では、デジタル化、DXについては生産性を高めるという意義があって進めているが、裁判所として生産性がどの程度向上しているのか。また、 弁護士は裁判所に来る必要がなくなり事務所で仕事ができるので、処理件数が増えるのではないか。また、コストが減れば当事者にかかる費用にも影響が出るのではないか。
- 生産性の点については、裁判の迅速性を高めていくことが挙げられると思う。 統計的な資料はないが、裁判所と弁護士との連絡が取りやすくなったことなど、 仕事のスピードは上がったと言える。データのやり取りも、従前ファクシミリで 行っていたものをTeamsで行うので効率的になっている。
- 弁護士のコストは移動に係る費用等、圧倒的に下がっていると思う。処理件数の増加という点は、遠方の当事者の事件の依頼を断る必要がなくなっていることからすると増えていると言えるかもしれない。当事者に負担してもらう交通費等のコストも減少していると言える。
- 当事者のコストも軽減され、来年5月までに更に利用の場面が増えるとなると、 これは良い制度ではないかと思う。
- 当社ではペーパーレス化を進めているが、取引先は大手の会社でもペーパーレス化が進んでいない。デジタル化で民事訴訟の記録も電子化されてペーパーレスが進むようだが、どうか。
- ペーパーレス化については、mints(ミンツ。民事裁判書類電子提出システム)では電子提出されたものを裁判所が印刷しているが、将来的には電子申立てされたものがそのまま記録となり、裁判所の記録のペーパーレス化が図られる。現在、裁判所で独自にシステムの開発を進めており、最終的には紙の記録がなくなる予

定である。

- 2 民事訴訟手続のデジタル化を進めるために裁判所が留意すべき点
- ウェブ会議となると相手方の状況がわからず、画面の向こうで何をしているか わからないが、例えば無断で録音した場合はどうなるのか。
- 来年5月には当事者本人がウェブ会議に参加するようになるが、当事者本人がウェブ会議を希望する場合にどのようにルールを守ってもらうか、ルールを守らない当事者本人に対してどのように対応するかについては、検討が必要と考えている。
- 便利性はあるが、危険性もはらんでいると思う。そういう問題点があるとなる と利用を控えようという気持ちになると思う。
- 弁護士が付いていない当事者本人訴訟においてウェブ会議を使用する件については、裁判所では従前電話会議システムを使って当事者本人と手続を行うこともあり、その場合は最寄りの裁判所にその人を出頭させて職員が本人確認をするなどといった運用もあることから、それに準じた運用をするとか、身分証明書の確認等、的確に本人確認をした上で手続を行っていくことになるだろう。
- 弁護士の立場からするとTeamsを使うようになってとても便利になった。裁判所に行く必要がなくなり、ほとんど事務所にいるような状態である。ただ、操作の問題としてTeamsが使えるようになるのには少し時間がかかった。当事者本人がウェブ会議の方法で期日に参加したいと申し出た場合、その当事者本人がTeamsを使用するのはなかなか簡単ではないと思う。その他、当事者本人訴訟の場合にどのような運用を考えているのか。
- 裁判所で議論がされているところでは、初回は現実の出頭を当事者本人に求め、 その方について以降の期日についてウェブ会議を実施しても差支え等がないかを 裁判官が確認するという運用が考えられている。ただ、初回についてもその当事 者が遠隔地に居住する等を考慮要素として裁判官が個別に判断するなど、まだま だ検討が必要なところである。当事者本人側にもウェブ会議で参加したいという

- ニーズはあるので、これをどのような場合に認めるか、一方で、ウェブ会議を使用できないデジタル弱者が裁判に参加できるようにどのようにフォローしていくのかという問題がある。
- 障害者福祉という仕事に携わっているが、国民の全てにとって使いやすいようなものになればよいと思う。ただ、話を聞いていると、いわゆるデジタル弱者には難しい、代理人が付いていないとできないのではないかという印象を受ける。申請書までデジタルになったとき、これを使用できない人というのは出てくると思う。今後デジタル化が進んだ場合に、お金をそれほどかけずにサポートできる仕組みが設けられるのか。
- 日弁連では、デジタル化に向けて本人サポートの制度を作ることについて議論 がされている。
- デジタル化は進めていくが、法律上、当事者本人は引き続き紙による訴状等の 提出は可能である。紙で提出された訴状等は裁判所職員がPDF化して電子記録 にすることになる。記録の電子化に向けて当事者本人へのサポート態勢の構築を 検討していく必要があり、この他にもデジタル弱者の方へのサポートは大切な論 点なので、引き続き検討する。